

●ほんのひとこと

# ポイントサービス対象除外をめぐる

## — 楽天とアマゾン、そして日販の対応

●出版協副会長 **水野 久**  
晩成書房

アマゾンの学生対象10%ポイントサービス〈Amazon Studentプログラム〉について、出版協加盟の多くの出版社が、再販契約に違反するものとして、自社商品の同サービス対象からの除外を求めてきた。もちろん、〈Amazon Studentプログラム〉の中止自体を求めたいのだが、それを求めることは公正取引委員会が認めていない。ポイントサービスは値引きである。だが、再販契約は個々の出版社-取次店-小売店を結ぶ契約であり、小売店の行う特定のポイントサービスが再販契約違反かどうかを判断するのは個々の出版社だ。〈Amazon Studentプログラム〉についても、再販契約違反としない出版社もあるかもしれないので、違反とした出版社もサービス自体の中止は求められない。ただ、再販契約違反と判断した出版社は自社の商品をサービス対象から除外することを要求することができ、その出版社の要求にもとづいて取次店も対処できる、というのが公取委の見解だ。

「最大の書店」のこのサービスを看過することは、書籍の10%ポイントサービス(=値引き)を「業界標準」として認めてしまうことにつながり、ポイント合戦を生み、一般書店をさらに苦

しい状況に追い込むことになる。それは「書店のない町」を増加させ、読者が本に出会うことを困難にさせていく。

こうしたポイント競争激化の懸念を証明するように、楽天も、昨2014年12月22日から「楽天ヤング」として若者向けのポイントサービスを開始。楽天ブックスの書籍についても10%のポイントサービスを実施し始めた。

今年に入ってそのことを知った出版協会会員社は楽天と会談。「楽天ヤング」のポイントサービスは再販契約違反と判断しており、自社商品をサービス対象から除外するよう申し入れた。楽天の担当者は検討することを約束し、その結果、6月22日より、サイト上で、「楽天ヤング」のポイントサービス対象から除外される出版社のリストを公表した。自社商品の除外を求める出版社はその後も増え、現在30社が対象除外と表示されている。\*

「楽天ヤング」に関する楽天ブックスの各出版社への対応は、「Amazon Studentプログラム」に関するアマゾンの対応とは異なり、公取委の見解に沿ったものになっている。最初の申し入れから4か月あまりでの楽天ブックスの対応は、サービス開始から3年以上になっても対応しようとしな

いアマゾンと対照的だ。サービス自体を中止していただければさらに評価したいところだが、再販契約違反とする出版社の商品の除外を認めたことで、逆に出版社側が再販制に対する意識を問われている形になった。「楽天ヤング」の対象除外出版社が、今後どう増えていくか注視したいと思う。

楽天ブックスとは、直接会談や連絡をとることでこうした結果を生むことができた。しかしアマゾンの場合、アマゾン側から協議の場を閉ざしてしまった。2013年秋以降、アマゾンは、出版社はアマゾンとの再販契約当事者でないことを理由に、出版社との直接協議を拒否してしまったからだ。

冒頭で記したように、再販契約は(1)出版社-取次店間で「取次店と再販契約を結ばない小売店には販売しない」契約を結び(2)取次店-小売店で「値引き販売しない」再販契約を結ぶという2段階契約で成立している。出版社とアマゾンは確かに直接の契約当事者ではない。出版社が契約当事者として交渉できる相手は取次店であり、アマゾン場合は主に日販を通じて交渉していくしかない。再販契約の扇の要に位置する取次店=日販の姿勢が問われるところだ。 **【2頁へ続く】**

●このFAXが不要の場合はFAX等でご連絡ください●